

平成 26 年度 連携・協力事業の実施状況について

教員養成部会

【プロジェクト名】「教職実践演習」の実施と教員養成カリキュラムの見直し

1 プロジェクトの目的・概要

「教職実践演習」は教職課程修了時に、形成された教師として必要な基礎的資質の形成について評価・確認するための授業科目である。教職課程履修の全学生を対象として、平成 25 年度後学期から必修科目として開講した。その開講によって、教職課程履修学生の到達度、及び課題について明らかにし、その結果をフィードバックすることによって、大学における教員養成のカリキュラム全体を見直すようにしたい。そうすることによって、教員養成の水準を高めるとともに、地域の学校教育の質的向上に貢献するようにしたい。

2 26 年度の実施実績

時 期	事 項
8月7日	第1回「教職実践演習」等プロジェクト会議 1 昨年度の受講実態と教員養成カリキュラムの見直しについて 2 平成 26 年度クラス編成及び担当教員について 3 学部教員・県教委指導主事等向け説明会の開催について
8月10日	佐賀市教育委員会・佐賀市内学校への協力依頼
9月1日	教員養成カリキュラム委員会（全学） 1 平成 26 年度「教職実践演習」の実施計画について 2 平成 25 年度「教職実践演習」アンケート結果について 3 教員養成カリキュラムの見直しについて
9月29日	県教委派遣指導者対象の説明会 学内教員対象の説明会
10～1月	「教職実践演習」の実施（佐賀市内中学校においても実務演習実施）
1月20日	第2回「教職実践演習」等プロジェクト会議 1. 教職実践演習アンケートについて 2. 教職実践演習テキストについて
1月28日	実施結果についてのアンケート調査
3月 （予定）	第3回「教職実践演習」試行プロジェクト会議 1 平成 26 年度「教職実践演習」実施結果と内容について 2 平成 27 年度の実施計画について 3 教員養成カリキュラムの見直しについて 教員養成カリキュラム委員会（全学）

	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 26 年度「教職実践演習」実施結果と内容について 2 平成 27 年度の実施計画について 3 教員養成カリキュラムの見直しについて
--	--

3 平成 27 年度の実施に向けて

平成 25 年度からは本事業名も改め、「教職実践演習の実施と教員養成カリキュラムの見直し」とした。平成 26 年度の成果と課題を受けて、平成 27 年度の実施について検討するとともに、演習の充実を図るだけでなく、本学における教員養成カリキュラムの全体に及んで、見直しの作業を始めたい。そでは、アンケート調査を実施するとともに、佐賀県教育委員会からの派遣指導者のご意見も参考に、教員養成カリキュラムの見直しを始めたい。

平成 26 年度の場合は、以下の事項について、全学委員会である教員養成カリキュラム委員会に対して、教員養成カリキュラム見直しを提言した。

- 1 教職実践演習の目的についての理解の徹底
- 2 教職課程のあり方を見直し
 - (1) 教職課程の履修制限を設けること
 - (2) 全学的な指導体制の構築
- 3 授業科目の見直し
 - (1) 授業科目の内容の見直し
 - (2) 授業科目の方法の見直し
 - (3) 授業科目ガイドラインの作成

詳細は別添資料にゆずるが、教員養成カリキュラム委員会では、教育・教育心理学部会、教科教育部会、及び教科内容部会の 3 つを開催し、上記の提言内容についてそれぞれが検討した。特に、履修制限を設けることについては、議論が集中した。教職志望ではない学生、教員採用試験を受験していない学生には「教職実践演習」の履修を認めるべきではないとの意見が出された。一方では、進路を開いておくためにも、彼らにも履修を認めることが適当だとの意見もあった。いずれにしても、これまで以上に、教職課程の履修指導、各授業科目及び教育実習の内容の充実が求められることになった。それらについての具体的な検討、および改善を可能な点から実行に移すことが、平成 27 年度の課題となる。

なお、平成 26 年 11 月 27 日に、文部科学省教職課程認定員の視察があった（別添資料参照）。そこでは、以下のような指摘があった。

- 1 「教職実践演習」は、全学的に取り組むなどの点で、充実している。
- 2 佐賀県教育委員会との緊密な連携による教職課程の運営は高く評価できる。
- 3 文化教育学部学校教育課程の教員養成カリキュラムは充実しているが、他の教職課程との格差が大きいため、全学的にカリキュラムの充実を図るべきである。
- 4 教職授業科目に基準を満たしていない場合が認められるので、改善するべきである。

参考資料

教職実践演習シラバス	単位数：2単位	教職担当教員	教壇担当教員
<p>教員の連携・協力体制</p> <p>教員養成カリキュラム委員会及び文化教育学部教職課程運営委員会が全面的な運営にあたる。1クラスを、教職担当教員と教壇担当教員各1名が協力して担当する。また、佐賀県教育委員会とも連携し、指導への参画を得るようにする。</p>			
<p>授業の到達目標及びテーマ</p> <p>教師として必要な基礎的資質の育成に関して、以下の4項目について確認するとともに、履修学生が自己の課題を明確にすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育に対する使命感や責任感を持ち、子どもに対する愛敬が豊かであること 社会性や対人関係、コミュニケーションの能力が適切であること 児童生徒の理解や学級経営等に関する必要な能力の基礎を身に付けていること 教師等の指導力の基礎を研鑽していること 			
<p>授業の概要</p> <p>授業形態は大きく二つに分けることができる。第1は、大学における演習である。学級経営、児童・生徒理解、教師等指導に関する内容を取り上げ、ロールプレイ、事例研究、模擬授業等を行う。第2は、実習校における実務演習である。教育に対する使命感、責任感、子どもとのコミュニケーション等に関する内容を取り上げ、学校現場において実際に児童生徒と触れ合う種別を行う。これらの種別によって、目標への到達を求める。</p> <p>毎回の講義を教職担当教員と教壇担当教員の2名が共同で指導、評価を行う。その理由は、異なる視点から総合的に指導と評価を充実させるとともに、両者の連携を一層深めることにある。さらに、佐賀県教育委員会、佐賀市教育委員会とも連携しているので、指導主事等が授業計画のなかで1度は学生の指導と評価に参画する予定である。</p>			
<p>授業構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回 教職実践演習の目的と概要（講義） 第2回 個人面談（教職カルテの確認・記入）の実施 第3回 学級経営について（学級経営案と学級づくり） 第4回 学級経営について（改善案の発表とディスカッション） 第5～8回 以下から2つの主題を選択し、それぞれに2コマを配当して演習を行う。 <ul style="list-style-type: none"> A 地域・家庭との連携について B いじめ問題について C 特別な支援を要する子どもについて 第9回 子どもとのコミュニケーションについて（実習校における実務演習） 第10回 子どもとのコミュニケーションについて（レポート発表とディスカッション） 第11回 教師等の内容研究について（学習指導案における教科等内容の検討） 第12回 教師等の内容研究について（学習指導案における教科等内容の検討） 第13回 教師等の指導について（模擬授業とディスカッション） 第14回 教師等の指導について（模擬授業とディスカッション） 第15回 これからの学校教育と自己の課題について（討論） <p>定期試験等 最終レポート「これからの学校教育と自己の課題」をもって代える。</p>			
<p>テキスト 本書</p>			
<p>参考書・参考文献等 担当教員が指示する。</p>			
<p>学生に対する評価 学習状況：10% 小レポート：40% 学習指導案：20% 最終レポート：30%</p>			

平成25年度「教職実践演習」実施を振り返って

教職実践演習の実施と教員養成カリキュラム見直しプロジェクト

1 教職実践演習の目的についての理解の徹底

教職実践演習実施に関するアンケート結果によると、その目的についての理解の不足が少なからず認められる。そこで、再度、確認しておきたい。

すなわち、中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日）によれば、それは次のように述べられている。

教職実践演習（仮称）は、教職課程の他の科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて、課程認定大学が自らの養成する教員像や到達目標等に照らして最終的に確認するものである。学生はこの科目の履修を通じて、将来、教員になる上で、自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることにより、教職生活をより円滑にスタートできるようになることが期待される。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/attach/1337006.htm

したがって、教育実習や教員採用試験の以前に教職実践演習を開講し、それらの対策に活用するなどのことは認められないのである。

活用すべきは、教員養成カリキュラムの質的向上のためであり、教職課程履修を終えて教職に就く学生を力強くサポートすることにある。そこで、教職実践演習の成果と課題をフィードバックして、教職課程のあり方、教職課程授業科目の内容や方法についての見直しを始めるべきである。そもそも、教員養成改革の1つとして、教職大学院の設置や教員免許更新制度等とともに、教職実践演習は必修科目として導入されたのである。

教職実践演習の成果と課題をフィードバックして、教職課程のあり方、教職に関する科目及び教科に関する科目の内容や方法についての見直しを始めるようにしたい。その1つは教職課程全体に及ぶ見直し、もう1つは授業科目の見直しである。

2 教職課程のあり方の見直し

(1) 教職課程の履修制限を設けること

教職実践演習を履修するものの、教員採用試験を受験することなく、教職志望でもない履修学生は意義を感じることなく、負担感ばかりがつのるようである。また、そのような履修学生が意欲的な履修学生の足を引っ張ることもある。これらのことからすれば、一定の履修条件を設けて教職志望ではない学生が履修することがないようにしたい。

履修制限をかけるとしたら、教職実践演習履修の事前、あるいは事後の単位認定のときになる。事前であれば、教員採用試験受験の有無という条件が考えられる。また、それ以前から教職カルテを活用しながら、教育実習の履修可否、また教職への志望の強弱を判定しながら進路を考えさせていくこ

とも必要ではないか。事後の場合は、モチベーションの低さを回避することはできないので、教職実践演習そのものがもちこたえられないという問題は解消しない。せいぜい単位認定を厳しくし、そのことを事前に伝えることにより、緊張感をもたせることくらいであろう。

(2) 全学的な指導体制の構築

教職志望学生の期待に応える教職課程の質的向上のためには、一貫した全学的な指導体制を組むことを考えなければならない。特に、教職大学院の設置に応じて考えたい。教職大学院には課程認定を受けているどの学部からも進学できるが、入学時の教職の基礎的資質の形成を高いレベルに引き上げておき、教職大学院での研究、学習の高度化を図るようにしたい。そのためには、いずれの学部にあっても、教職実践演習を活用し、一定水準以上の教職の基礎的資質を形成するように全学的な指導体制を構築することが必要になる。

3 授業科目の見直し

(1) 授業科目の内容の見直し

教員志望の学生からは、教職実践演習の実施については高い評価を得ている。それは、学校教育における実践的な内容を中心として構成していることである。特に、教員採用試験に合格している履修学生の参加意欲は高く、新年度から教壇に立つことを念頭に活動し、自己評価している姿が認められた。このことは、本来の目的を実現することでもある。

そこで、教職実践演習だけでなく、教職課程の授業科目のいずれにおいても学校教育における実践的な内容を積極的に取り入れるようにすべきである。たとえば、教職に関する科目であれば教育実践の課題や具体的な事例を取り上げることがあろう。教科に関する科目であれば、その教科の学習指導要領の内容の分析や関連の研究成果を紹介することなどがあろう。

これらのようにすることによって、教職志望の学生の期待に応えることができる。また、教育実習や教員採用試験にも望ましい効果が得られよう。

(2) 授業科目の方法の見直し

教員志望の学生からの高い評価には、ディスカッションや事例研究、模擬授業等の活動的な方法を取り入れていることもある。たとえば、ディスカッションでは互いに異なる教育観や課題意識等に耳を傾け、学ぶことが多い、あるいは視野が広がったという意見があった。一方的な講義では得られない学習成果であろう。

そこで、教職課程の授業科目のいずれにおいても、これらのような活動を取り入れ、教職課程を履修する学生が互いに学び合ったり、自主的に学ぼうとしたりなどする機会を多くしたい。そのためには、指導教員が教職実践演習を担当した経験をこそ生かして、活動を構成し、コーディネートする力量を伸ばしていくことが求められる。

(3) 授業科目ガイドラインの作成

上述のことを実現するには、授業科目の内容や方法についての、ガイドラインを作成することが考えられる。それによって、教職課程の各授業科目のシラバスを点検、評価するようにしたい。そうすることによって、実践的な内容の導入、活動的な学習は実現することが期待できる。